

平成27年度第3回大磯町自治基本条例町民委員会 結果概要

○日時 平成28年3月30日（水）19:00～20:40

○場所 本庁舎4階第1会議室

○出席者 委員7名出席

○事務局 町民課長、町民課担当職員

○傍聴者 12名

○会議記録

1. 議題

(1) 住民参加のケーススタディ【事例2】公共施設について

【議論のまとめ】

行政サービスを減らすという負の分配におけるケーススタディにより、方針や事業を決めるとき、全体の公平性から不利益が生じるが、弱者の意見を広く聴取し、第三者が入った検討の場で時間をかけて意見の交通整理をして妥当性を図り、最後に行政や議会が決定すべきである。そして、このようなルールづくりを検討すべきであることを町長と議会に伝える。

◎意見交換内容

- この委員会では、条例の問題点を指摘することに取り組んでいる。今日は、施設（例として国府支所）を廃止するという負の分配で起こってくることを想定して、条例の問題点を拾いたい。今日は、実際に施設がなくなるわけではなく、統廃合の対象施設を想定の材料として、ケーススタディの議論にしたい。まずは、この施設はどのような問題を抱えているのか。（委員長）
- 会議室を設けているが、空きがある状況である。活用すべき内容があるのではと考えている。また、空き時間が検討課題としている。（事務局）
- つまり行政的な無駄があり、費用対効果が得られない。インターネット上の手続きやコンビニエンスストアと同様に、コピー機でも住民票を出せるシステムがある。窓口を廃止することを想定して議論したい。こうした施設や住民サービスをなくすとき、自治基本条例の中でどのような住民参加の機会をつくるのか。国府支所の会議室をなくすとき、地元は困ることになる。そのような声が集まれば廃止できない。どのような手続きを経てスタートすべきか。（委員長）
- 戸籍事務のコンビニエンス化は県内ではないが、全国では行われている。業務を民間に転嫁することは考えられる。税金を適正に使うには、東西にそれぞれ地区があり、どのように進めていくか、果たして答えを担当課でどう出すのか。（事務局）
- 西地区に限定して言えば反対となり、対象地域を広げて聞けば、役所機能が2つあることは無駄で減らすべきとなる。自治基本条例にその手法は定まっていないので、基本原則に従い、廃止の議論に町民が参画し、どの機能を減らすか議論して、条例第5条でみなさんに情報提供する。町民参加の機会、町全体のバランスをとるという考え方に進めば良いが、地元は施設がなくなることが死活問題となる。この負の施設の住民参加の場合、どのようなことが起こるのか。（委員長）
- 8ページの事務分掌において、廃止して民間に委託できる事務とできない事務の仕分けを教えてください。具体的に意見が出せる。（委員）

- 戸籍事務では、住民票や税務証明などの証明関係を民間に委託できるかもしれない。(事務局)
- 支所が廃止された場合、本庁舎に来ないとできないということになるのか。メリットとデメリットを考えると、西地区にとってはマイナスがあり、東にとってはプラスマイナスがない。(委員)
- 自治基本条例は、いろいろな考えがあることを認識するということが基本である。負の分配で何かがなくなるとき、高齢者や不利益を被る方の声を聞くことで、負のスパイラルがある。そのようなとき、質を落とさず、量を落とすということを私たちは考えている。マイナスが発生するとき、どのように質を保つかは、行政と町民との議論になってくる。これは条例の目指すところであるはず。(委員)
- 国府支所と本庁舎で、年齢別の人口比較のデータはあるのか。特に65歳以上はどうか。被害を受けるのは高齢者である。国府支所の事務を変えるなら、本庁舎の事務も同様に変わる必要がある。同じ税金を払っていて、差があるのはおかしい。それが公平ではないか。廃止することで職員が減り、費用の削減ができるのは町として削減になるのか。無駄だからということだけで削減するなら、具体的に何をやると得になるのか。(委員)
- 国府地区と大磯地区、地域的に地形が違う。大磯地区は東西に立地があり、横に交通の便がいい。国府地区は南北の立地で、交通は縦になるので不便である。しかし、行政サービスは公平でなければならない。それが行政サービスである。(委員)
- 公平性の議論は、とても難しい。公平性の確保を考えると、町の全体方針、国府地区の方針という2段階がある。さきほど高齢者や地域の実態はどうかということから、全体の議論に移ったが、まず全体の議論が先かもしれないが、2段階は少なくとも検討の場が存在する。(委員長)
- 最初に委員が言ったように、広く意見を住民から聞いて、みんなが納得するように進めるのが、自治基本条例の基本であった。丁寧な作業を行政はしなくてはならない。(委員)
- 1つ目の重要なキーワードとして、公平性の議論を考えなくてはならない。欧米人から、日本人は全員同じものを与えることが公平であるのかと言われる。がんばった人が物を多くもらうのが欧米の議論である。施設を減らす場合、全体の不利益になったり、ある一部だけ不利益になったりするのだから、公平性の議論の機会を作らなければならない。その手順が自治基本条例の中に踏み込まれていない。(委員長)
- できるだけ弱い立場の方の意見を拾い上げるのが大事である。たとえば、戸籍抄本等をとるとき、キャッシュディスプレイより窓口が好きな方が、操作でわからないことがあり、店員を呼ぶが、いやなことを言われたら、もう二度とやらない。そこで、家に帰って奥さんに戸籍抄本等をとってきてくれと頼んでしまうような方の声をどのように拾うか。(委員)
- 2つ目として、不利益に関することのご指摘である。高齢の方に配慮しなくてはならない。弱い立場の方の声を聞きに行くという機会は機能させないと、不利益の議論で弱者が発言するチャンスがなくなる。つまり、公平性の観点から、町全体で議論するが、参加する機会のない弱い立場の方へ別の配慮をもって別の住民参加の機会を作らなければならない。弱者の声を拾う機会を1つ組み込む方向で議論を進めていかなくてはならない。(委員長)
- 役場の事務手続きのほかに、2階に会議室や調理室、和室がある。健康体操やスポーツなどで利用される方がいると思う。大磯地区では別の会館があるが、なかなか予約がとれない状況で

ある。支所ではそのような利用があるのか。利用されているのであれば、その方の意見も聞いたほうがいい。また、支所は緊急避難場所になっている。そのような点も勘案するべきである。

(委員)

- 施設の場合、その機能によって利用者が異なっていて、調理室のような特別な機能があると、弱者と言っているが、特別な活動をしている方にとっては、その活動が生命線として切られてしまう。全体では減らさなくてはいけない結論が出たとき、減らすことができるのか。たくさん声を聞けば、やっぱりなくさないほうがいいとなって、そのまま存続してしまうことが全国の自治体で起こっている。また、広い意見を聞いてしまうと意見の收拾がつかなくなることを多く経験している。そうしたことは、この自治基本条例の中でも起こる可能性がある。(委員長)
- 交通整理をするワーキンググループが必要になる。その中には、町民の各種団体の代表が入るべきである。議論する案件の規模を決めなくてはならない。また、案件の予算も限られているが、議論をしつくすことが重要である。その議論の結果を町民に示し意見をもらって、その案件を修正するというサイクルがないとまとまらない。(委員)
- この町民委員会も同じで、町民から広く意見を聞かなければならないが、聞くと意見の收拾がつかなくなるので、どこでその線を引くのかについて、委員会で判断してくれと行政から依頼される。このような委員会で議論して、交通整理をして決着つけることは良い。委員会ではこのぐらいが妥当ではないかという統制の抽出である。問題はどうか決着をつけるか。妥当なこととして、会議室を廃止にするなど費用対効果が大きい結論が出たとき、会議室を使って活動していた方は大きく反対し、弱者切り捨てとなる。そのような場合、今の条例ではそうした整理ができるような状態にはなっていない。むしろ、自治基本条例の逐条解説は基本的に広く町民から意見を聞こうという基本姿勢を貫いている。どのように決着をつけていくかという問題を、公平性や不利益の問題、弱者の声を聞き、交通整理の場を作り、妥当な手順を踏んで負の選択をする。そこでの問題は、導き出した妥当性の結論をどう決するかである。(委員長)
- 結局議論をし尽すには時間がかかる。皆さんがそれを惜しまずに議論できるかどうか。やはり大事なことだったら、遅くまで集まって議論をするべき。成熟した社会というのは、意見を出し合って、決着するのではないか。行政職員は休日出勤になるので、住民との立場の違いがあり、議論が物足りなく終わる。(委員)
- 一般のグループディスカッションでは、役場とすれ違いの現象が起きる。町民も役場に押し付けてしまう。役場も面倒だから聞かない。お互いの立場を理解してやらないと成立しない。役場を突き放す町民もいるがそれは良くない。(委員)
- 町民参加して事業を決めようとするとき、ワークショップなどで3～4年間議論して検討し、5年が経過してから事業が決まっても、それはすでに古くなってしまう。行政は、本来、執行機関であり、決まったことを実行する役割である。意見を聞くのは議会ではないか。日本では町民が行政に意見を言うが、イギリスでは、行政は町民の意見を聞かない。税金などの徴収や証明書の発行のみで、意見があるなら議員名簿を渡す。日本は中央集権国家であり、行政が意見を聞く立場と執行する立場がある。(委員長)
- 行政は、執行だけでなく、計画の立案をする。住民もそれを理解して意見を言っている。また、行政には目に見えない業務がある。(委員)

- 行政は町民とキャッチボールをしなくてはならない。（委員）
- 道路計画を作り、それが妥当と決めたら、住民に用地を出してくれと言うと怒鳴られることがある。行政は業務を行っただけである。事前にどのような道路にするかも行政職員が行う。近年の住民参加論から住民の意見を聞いて事業を執行することになったが、行政は、計画の立案と事業の執行という、2重の立場である。今の時代では、物を新しく作る時とは異なり、財政が緊迫したときに意見を聞けるのか。弱者のことを聞いて決定を下せるのか。行政は住民の声を聞いて決定することはできないのではないのか。行政改革で成果を強調するが、微々たるものである。（委員長）
- そうなると、この自治基本条例町民委員会は何を議論しているのか。自治基本条例を見直すことなのか。町民委員会の結果が決定事項にはならない。この委員会で何をしたいのか。（委員）
- 自治基本条例はやっと作ったもので、この条例の運用プロセスを明らかにし、話し合いにより、条例を運用するしくみづくりをするものだとして解釈している。（委員）
- この条例は理念条例であり、運用規則を作ることになっていた。見直しを行い、運用規則について、行政にとってどのようなケースがあったかを議論して、より良い規則ができればいい。（委員）。
- 条例があっても、地域において太陽光発電所の設置の問題が発生し、条例に基づくガイドラインや運用規則がなくて問題になる。理念だけではなく、説明会を開催することを規則に入れるとか、プロセスをしっかりとすべきである。（委員）
- 運用規則は簡単には作れない。いろいろな事業があり、住民の理解度も違う。一概にはできない。自治基本条例は理念となっている。他の自治体で規則を作っているのか。分野ごとに規則を作っているのではないのか。（委員）
- 前回の委員会から、規則を作っている自治体はほとんどいないと伺っている。難しいことである。できる範囲内で作るべきである。（委員）
- この委員会で、条例改正や規則の内容の作成までは町に返すことはできない。しかし、条例にはこのような問題があり、目的や方法について明らかにさせ、決定方法を明確にすべきという町への返しはできる。その先は、今まで通りなら行政が条例案を作る。そして、行政は執行者であり、財政を切るには、民主主義から多数決で決まる。そのため、議会もこの条例について理解していただき、身を切る思いである決定を議員の役割として果たしてほしい。議会も町民の声を聞いたなら議論して決定を行い、その決定に従うべきではないか。（委員長）
- 議会が声を聞くなら、このような町民委員会の場はいらないのではないのか。逆に私たちが議会で傍聴する側ではないか。（委員）
- 他国では、議会が決定をするので、市長は事務局長の役割となり、住民参加があった議会で決定したら、行政は執行するだけになる。（委員長）
- 自分は何のために委員になったのか考えると、条文に子どもの記述があったからだった。学校では子どもが減り、教員が減る。しかし、部活動はつくるが指導者がいないという現状である。学校という執行機関が悪者になる。決定機関の教育委員会が方針を出し、執行機関を守らないと難しい。また、どこかで最後には決めなければならないが、反対のメリットを考えるべきである。（委員）
- 方針の決定は、町長または議会だと思われる。方針の決着をつけないと議論した労力が無駄に

なる。本日出た意見としては、全体方針の中には、公平性が必要で、不利益も生じるが、弱者に配慮すべきであること、そして議論の交通整理が必要であり、時間をかけて議論してきても、それを決定するところがない。この町民委員会では、条例の規則やガイドラインを具体的方法を示し、それを町または議会に返すことができることである。（委員長）

- 規則やガイドラインの作成については、次の委員会が必要になる。このメンバーがいいのではないか。規則を作るイメージでいる。（委員）
- 規則やガイドラインを検討する場を作るのは必要である。全体から公平性や不利益が生じ、弱者の声を聞くような場である。この町民委員会のような交通整理の場で、妥当の対応を示し、複数の案が出たら、議会や行政が決する役割を担う。議会あてに、決するための対応を検討せよと答申を出せるか。（委員長）
- 条例をつくるとき、議会の役割が含まれているかどうかという意見があった。議会基本条例がそのときできていたが、5章の議会の責務に決定については述べられていない。議会の条例等もある。答申は諮問した町長に返し、町長から議会に返す流れになるのではないか。（事務局）
- 議会も町民委員会を知っている。議会が関わってこのような議論はできないのか。（委員）
- 本来ならばこのような議論を議会がすることである。町民委員会で、条例の運用を検証すべきと決めたのは議会である。行政の執行状況から非効率があれば、議論すべきである。それが本来の姿である。地方自治とは地方自治体が統治するもので、本来は、議会が最終決定になる。そのため、議会が機能すべきであり、行政だけでは運用がむずかしい。（委員長）
- 議会は行政の監視役でもある。住民の声、町の方向性を共有すべきである。政策立案、提言も議会の役割である。監視と立案のバランスをとるような見直しをすると同じ土俵にのれるのではないか。（委員）
- 自治基本条例は、住民と行政が作ったが、本来は議会がつくるべきである。しかし、町長のようにスタッフを議会は持っていない。議会は、監視の機能のみで責務を果たせていない。自治基本条例が機能しないポイントになっていることを議会に伝えるべきである。施設を切ると町民から反対が起こり、選挙で投票されなくなる。しかし、方針を決めるのは、議会の多数決だけであるので、少しずつ担うべきである。アウトプットとしては、第1回から第3回までの議論を経て、運用のルールが必要なことを議会に届けてほしい。まずは町長に返す。条文を修正するには1～2年かかる。アウトプットの構成のたたき台をつくり、次回以降それについて検討し、決定したい。以上、負の分配における検証において、全体の公平性から不利益が生じ、その不利益が生じた弱者から参加を広くよびかけ、その意見を拾ったあとに、交通整理を行い、妥当性を図る。そして、時間をかけて最後は行政や議会が決する。そのルールを検討してほしいという内容になる。全体像として骨子案を事務局とまとめ、次回から最終の答申案として検討を進めていきたい。（委員長）

2. その他

◎来年度3回まで開催することができる。来年度もよろしく願いたい。（事務局）

以上